

法務省民商第3279号

平成20年12月19日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

有限責任事業組合契約の組合員が取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）である場合における当該組合員の職務を行うべき者の選任に関する書面について（通達）

有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）に基づく有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）に係る登記の申請書に添付すべき書面については、平成17年7月29日付け法務省民商第1713号本職通達により取り扱われているところですが、今般、同法を所管する経済産業省から別紙のとおり通知があったことから、同書面のうち組合契約の組合員が取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）である場合における当該組合員の職務を行うべき者の選任に関する書面については、今後は下記により取り扱うことが相当であるので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

組合契約の組合員が取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）である場合における当該組合員の職務を行うべき者の選任に関する書面は、その選任に係る取締役会議事録（当該組合員の職務を行うべき者が当該取締役会設置会社における会社法（平成17年法律第86号）第362条第4項第3号の「重要な使用人」に当たらない場合にあっては、その旨を証する書面及び当該組合員の職務を行うべき者の選任を証する書面）とする。



平成 20 年 12 月 2 日

法務省民事局商事課長 相澤 哲 殿

経済産業省経済産業政策局
産業組織課長 新原 浩朗

有限責任事業組合における職務執行者に係る取扱いについて

有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）（以下「法律」という。）第 19 条において、法人が組合員である場合は、当該組合員の職務を行うべき者（以下「職務執行者」という。）を定めることとされています。また、職務執行者は、有限責任事業組合（以下「LLP」という。）の事業に関し包括的な権限を有し、かつ、その行為による責任は出資額の限度なく直接法人に帰属するため会社に対して大きな影響が発生しうることから、法律制定時においては、一律に会社法第 362 条第 4 項第 3 号の「重要な使用人」に当たると解釈していました。

しかしながら、法律施行から 3 年が経過し、大企業を中心に LLP の活用実態を調査したところ、職務執行者が業務を行うに当たり、法人内の他の機関・者の決裁を要するとし、会社に帰属しうる責任は実態上限定がなされている事例が多く存在します。また、責任の限定の方法としては、LLP の事業目的を限定するなど、他の方法によることも想定できます。

これらの通り会社に帰属する責任が実態上制限されている場合については、必ずしも一律に職務執行者の会社に与える影響が大きいといえません。

このような法施行後の運用実態を踏まえ従前の解釈を変更し、経済産業省ホームページに別添のとおり掲載することとしましたので、報告いたします。



(平成 20 年 12 月追加)

問 4 1. 株式会社が組合員の場合、職務執行者の選任には取締役会決議が必要ですか。

(答)

1. 有限責任事業組合（以下「LLP」という。）の法人組合員の職務執行者は、事業に関し包括的な権限を有し、かつ、その行為による責任は出資額の限度なく直接法人に帰属するため会社に対して大きな影響が発生しうることから、原則、会社法第 362 条第 4 項第 3 号の「重要な使用人」に当たると考えられます。
2. しかしながら、運用実態をみると、職務執行者以外の決裁が必要とする職務執行者の業務執行に関する規程を設けることや、LLP の事業目的を限定することなどにより、会社に帰属しうる責任は実態上限定がなされている事例が多く存在しています。このような、会社に帰属する責任が実態上制限がなされている場合については、必ずしも一律に職務執行者の会社に与える影響が大きいといえず、このような場合には「重要な使用人」に当たらないと考えられます。
3. すなわち、職務執行者は、原則、重要な使用人に当たりますが、内部的な決裁規程を設けている場合などにおいては、重要な使用人に当たらないことと解釈することが適当であると考えられます。
4. なお、当然のことながら、職務執行者の法的性質に変更があるものではなく、職務執行者の行為が直接会社に帰属するため、選任・監督等において取締役が過失があれば当然取締役に任務懈怠責任が発生することとなります。十分この趣旨を踏まえて、職務執行者の選任、業務執行の権限に関する規定等の検討を行う必要があります。